## (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 配慮市長意見素案

## 〇全般的事項

- ・今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。
- ・配慮事項に対する配慮の内容について、各々の検討状況を方法書に記載してください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容(概要)	市長意見 の有無	配慮市長意見素案(案)
(1) 【周辺環境への影響、生態系や温暖化対策への配慮】 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。 「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。 また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施する	【上位・関連計画に基づく環境配慮】 ・『横浜市中期4か年計画(平成22年12月)』 『横浜市都市計画マスタープラン金沢区版(平成12年12月)』 『横浜市水と緑の基本計画(平成18年12月)』 『「つながりの森」構想(平成24年7月)』 以上の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行う。 【施設配置】 ・既存の地形や樹林地を生かしながら、施設整備やタンク処理など、最小限の造成にとどめる。 【生物環境の保全】 ・敷地内の生物生育環境の保全・再生・創出を行う。 ・「つながりの森」や、旧水際線に連なる公園緑地との連続性に配慮した環境整備を行う。 【温室効果ガスの削減】 ・緑化や太陽光発電設備の導入による温室効果ガスの削減を行う。	の有無 ×	なし
ように計画段階から検討する。 (2)【環境資源等の現況把握】 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集	・「横浜グリーンバレー構想」の取組のひとつである「環境啓発拠点」となるよう計画する。 【現況把握】 ・計画段階配慮書の作成を通じて、現況を把握する。 ・平成19年度に実施した計画地内の動植物調査を活用し	×	なし
し、環境資源等の現況把握を行う。 (3) 【工事計画の策定】 工事計画の策定に当たっては、計画 段階から安全な工法や工程等を検討 し、市民への情報提供に努める。	た。 【工法・工程】 ・安全な工法や工程等を採用する。 【市民への情報提供】 ・近隣住民等への説明を行う。 【土壌汚染】 ・「土壌汚染対策法」等に基づき、適切な対応を行う。	0	・一部供用中の工事が予定されていることから、利用者の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者への適切な情報提供に努めてください。 ・計画区域周辺に大規模集客施設があり、イベントの開催時期や季節によって、交通混雑が発生するため、周辺の交通状況に配慮した工事計画を策定するように努めてください。
(4) 【環境形成に関する法令等の遵守】 環境負荷低減や、水とみどりの環境 形成に関する法令や条例、指針等を遵 守する。	<ul> <li>【法令等の遵守】</li> <li>・「土壌汚染対策法」「生物多様性基本法」等</li> <li>→環境負荷低減や水とみどりの環境形成に関する法令条例等を遵守した計画とする。</li> <li>・第3種風致地区に指定されている。</li> <li>→土地の形質変更にあたっては規定された緑化面積を確保する。</li> <li>→工作物の改築にあたっては、周辺との調和に配慮して、壁面や周囲の緑化等を行う。</li> </ul>	×	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容(概要)	市長意見 の有無	配慮市長意見素案(案)
(5) 【緑化等による生物の生息生育空間の確保と生物多様性の保全と創造】 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	【緑化】 ・郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全活用を検討する。 【生物多様性の保全と創造】 ・計画区域の生物生育環境の保全・再生・創出を行う。 ・円海山へ連なる緑や金沢の旧水際線に連なる公園緑地など周辺環境とつながった環境整備による生物多様性の保全と創造に努める。 ・現地調査で確認されている注目種の保全に努める。 ・自然環境学習の拠点整備を行い、環境教育の場とする。 ・特定外来生物が確認された場合は、防除を行う。		・緑化計画につけるでは、様々な緑化技術や事例を参す育電とは、様々な様では、、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
(6) 【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	<ul> <li>【エネルギー使用の合理化】</li> <li>・管理棟や照明等に省エネルギー型機器を導入する。</li> <li>【再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用】</li> <li>・太陽光発電設備等による再生可能エネルギーの活用に努める。</li> </ul>	0	・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー設備等は、日進月歩で新たな技術や製品が生まれるため、導入時点で最新の技術や製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すなど、アップデートが出来る仕組・体制を検討してください。 ・広域避難場所としての機能に鑑み、災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等を検討してください。
(7) 【グリーン購入、グリーン電力の導入】 建設資材や設備等の確保に際しては グリーン購入を図るとともに、調達が 可能な場合はグリーン電力の導入に努 める。	【グリーン購入】 ・建設資材や設備について、グリーン購入に努める。 【グリーン電力の導入】 ・グリーン電力の活用に努める。	×	なし
(8) 【ヒートアイランド現象の抑制】 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や 緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの 採用により、ヒートアイランド現象の 抑制に努める。	<ul><li>【緑化】</li><li>・法面・管理棟・タンク等の工作物の壁面や周辺の緑化を行う。</li><li>【保水性舗装】</li><li>・管理用通路や歩行者園路に保水性舗装を採用する。</li></ul>	×	なし
(9)【周辺建物との連続性、後背地との調和】 街の個性や街並みの特徴を把握し、 建物外観の色彩や材質、建物の形態・ 高さ等について、周辺建物との連続性 や後背地との調和を図る。	<ul> <li>【景観】</li> <li>・法面緑化による圧迫感の軽減、適正な植栽により、良好な景観形成を目指す。</li> <li>・第3種風致地区に指定されているため、土地の形質変更に当っては、条例で規定された緑化面積を確保する。</li> <li>・既存施設の活用に当っては、壁面や周囲の緑化等を行う。</li> <li>・建物・構造物は、金沢区の街並と調和したものとなるよう、検討する。</li> </ul>	×	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容(概要)	市長意見 の有無	配慮市長意見素案(案)
(10)【交通集中の回避、歩行者の安全・ 利便性への配慮】 駐車場整備に当たっては、充電器等 のインフラ整備に努めるとともに、配 置等については極力交通集中の回避 や、歩行者の安全及び利便性に配慮す る。	<ul> <li>【駐車場整備】</li> <li>・横浜市駐車場条例等を参考に必要台数を確保する。</li> <li>【車両出入口付近の安全性】</li> <li>・車両の左折イン左折アウトを行う。</li> <li>【歩車分離】</li> <li>・園内の管理用車両の運行に当っては、歩車分離とし、やむを得ない場合は誘導員を配置する。</li> <li>【段丘崖】</li> <li>・段丘崖からの崩壊による事故防止のため、安全距離を確保する。</li> </ul>	の有無	<ul> <li>・利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。</li> <li>・駐車場の整備に当たっては、案内看板等の誘導において、進入ルートを誤った利用者が、正しいルートに復帰できるように配慮してください。またインターネット等で、あらかじめ駐車場利用状況を確認できる仕組みの導入に努めてください。</li> </ul>
	【充電器】 ・電気自動車の充電設備は、需要動向を見極めながら検討する。  【光宝対策】		なし
(11)【光害や騒音等への配慮】 光害や騒音等の影響を少なくする。	<ul> <li>【光書対策】</li> <li>・「光害対策ガイドライン(環境省)」等に沿って、周辺に悪影響を与えない照明計画とする。</li> <li>【騒音等対策】</li> <li>・工事施工中         <ul> <li>→低騒音型、低振動型機械・工法の使用</li> <li>→仮囲いの設置</li> <li>→車両の規制速度遵守、アイドリングストップを実施する。</li> </ul> </li> <li>・供用時         <ul> <li>→駐車場に出入りする車両法定速度の遵守アイドリングストップの実施空ぶかしの禁止を呼び掛ける。</li> <li>→運動場利用周辺住宅との間に緑地帯を設置する。夜間利用を行わない。</li> </ul> </li> </ul>	×	
(12) 【施設・文化財の移転、地域分断の回避】 地域の住民に親しまれた施設の移 転、文化財の消滅・移転及び地域の分 断を避ける。	【施設の移転、文化財の消滅・移転の回避】 ・既存タンクを歴史的遺構として活用する。 ・隣接する「長浜ホール」等の歴史的建造物に配慮した 工事計画とする。	×	なし
(13)【周辺地域の地下水涵養機能への配慮】 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水 の保全により水の涵養を図る。	【地下水の涵養】         ・樹林地の保全を行う。         ・雨水浸透施設を設置する。         ・緑化を行う。         ・透水性舗装を導入する。	×	なし
(14) 【廃棄物の3 R、雨水の有効利用】 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再 生利用を図るとともに、雨水の有効利 用に努める。また、工作物の長寿命化 に努める。	【廃棄物の抑制等】 ・整備にあたっては、極力リサイクル製品を利用する。 ・公園・樹林地から発生した間伐材、土などを再利用する。 ・既存タンクの上部利用を図る。 ・既存タンクの上部利用を図る。 ・世壌汚染の封じ込め処理、歴史的遺構の見学施設などに活用する。 ・既存施設の有効利用 →既存の建物:管理棟として使用する。 →既存の通路:管理用通路や園路として使用する。 【雨水の有効利用】 ・トイレ等に雨水を利用する。 【工作物の長寿命化】 ・定期的な点検を行うことで、長寿命化に努める。	0	<ul> <li>・既存建築物の撤去及び再利用において、アスベストの使用が確認された場合は法令等に従い適正に処理・処分を行ってください。</li> <li>・工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料・材質を選択し、点検しやすい構造とするなど、工作物の長寿命化に努めてください。</li> </ul>
(15)【その他】 既存の燃料タンクについて、安全か つ環境へ影響を及ぼさないような利活 用及び処理方法を検討する。	<ul> <li>【地下タンク】</li> <li>・躯体は撤去せず、土留めとして利用した埋戻しによって上部利用を行う。</li> <li>・土壌汚染の封じ込め処理を行う。</li> <li>・歴史的遺構の見学に活用する。</li> <li>【地上タンク】</li> <li>・公園施設として活用することを検討、活用しないものは撤去する。</li> </ul>	0	<ul><li>・一部供用中に、地上タンクを撤去する 計画となっているため、利用者の安全 対策や土壌汚染物質対策等に配慮して ください。</li><li>・既存燃料タンクの利活用に当たっては、 利用者の事故等につながることのない よう、厳重に安全を確保してください。</li></ul>

配慮指針に掲げられている 配慮事項	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容(概要)	市長意見 の有無	配慮市長意見素案(案)
(16) 【その他】	【土壌汚染対策】		・平成21年度に行われた土壌汚染調査
既存の調査で一部区域に土壌汚染が	・土壌汚染対策法等に基づき、敷地内において適正に処		の詳細な調査結果を方法書に記載する
発生していることが報告されているこ	理する。		とともに、追加調査の必要性を検討し
とから、環境へ影響を及ぼさないよう	・汚染土壌を掘削除去して、良質土と置き換える。		てください。
にこれを処理する。	・汚染土壌は、地下タンクに封じ込め処理あるいは盛土		・計画地は、軍事施設であったことを考
	による処理を行う。		慮し、土壌・地下水汚染については、
	・地下水のモニタリング調査を定期的に実施する。		十分な対策を行ってください。
			・土壌汚染対策の実施に当たっては、土
		0	壌汚染物質が大気中に放出され、悪臭
			が発生することにより、利用者や周辺
			住民に影響を及ぼす可能性があること
			を考慮し、必要な対策を検討してくだ
			さい。
			・土壌汚染対策を行った周辺における地
			下水のモニタリング調査結果について
			は適宜公表を行い、市民の安全安心の
			確保に努めてください。

環境情報提供書の概要(全1件)

計画地内において、クゲヌマラン(環境省レッドリスト絶滅危惧  $\Pi$ 類、神奈川県レッドリスト絶滅危惧  $\Pi$ 類)が生育しているとの情報提供がありました。